

県南広域振興局長告示第 112 号

卸売市場条例（昭和 47 年岩手県条例第 16 号）第 9 条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成 19 年 5 月 18 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

卸売の業務を廃止しようとする者		卸売の業務を廃止しようとする地方卸売市場の名称
名 称	住 所	
株式会社 一関魚市場	一関市上大槻街 4 番 36 号	一関地方卸売市場 株式会社 一関魚市場